平成２５年（フ）第９８２号
札幌市中央区南６条西７丁目２番地３　トーワ南６条705号
債務者　稲垣　　理（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００３号
札幌市北区新琴似12条５丁目１番25号
債務者　川島　美詠（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４５号
札幌市清田区平岡１条１丁目５番21―103号
債務者　廣部　昭夫
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７６号
札幌市手稲区富丘１条３丁目５番20―102号
債務者　山岸　久子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１３４号
札幌市東区北39条東８丁目３番12号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１１４７号
札幌市中央区北８条西26丁目２番３―201号
債務者　土谷　万以
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６９号
札幌市豊平区平岸２条７丁目２番20―204号
債務者　齋藤　清克
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１５号
神奈川県厚木市下川入355番地１　ライトハイツ102
債務者　田中　　勝
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３１９号
神奈川県厚木市妻田東１丁目６番52―1002号、旧住所神奈川県厚木市妻田北３丁目30番20号　ホームウェイＢ―１
債務者　駒津　雄也
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２２２号
相模原市緑区橋本７丁目11番２号　セントヒルズ橋本408号
債務者　小森園貴志
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２２６号
神奈川県座間市相模が丘１丁目18番５号　ハウスサトウ201号
債務者　村上麻衣子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２２７号
相模原市中央区光が丘３丁目10番９―３号
債務者　相楽　　健
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２２８号
相模原市緑区中野1849番地１　ロジュマン・ジャンティ106号室
債務者　後藤　貴子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２４３号
相模原市緑区二本松３丁目18番５号　メゾンカメリア201号
債務者　長崎　康次（旧姓門馬）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２５５号
静岡県伊豆の国市四日町561番地
債務者　石井　榮二
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７７号
愛知県瀬戸市東拝戸町７番地の１、従前の住所愛知県春日井市高蔵寺町６―５―１　エクセリー稲垣３―Ａ号
債務者　印田　博彰
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２５号
愛知県丹羽郡扶桑町柏森寺裏47　医療法人真善会老人保健施設ゆとり内、住民票上の住所愛知県岩倉市八剱町郷前17番地　プルミエール102号
債務者　小南　和子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６０８号
大阪府大阪狭山市山本北1285番地の12
債務者　山野　喜好
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係